平成２７年（フ）第７０号
京都市下京区夷馬場町45番地
債務者　和佐　一浩
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
京都市右京区西京極末広町６番地　ルミエール西京極528号
債務者　田口　五男
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
京都市左京区田中馬場町16番地　市営住宅第12棟221号
債務者　**廣**瀬　明美
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２１５号
京都市東山区今熊野南谷町８番地
債務者　不破美千代
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４６号
奈良県大和郡山市矢田町4842番地　雇用促進住宅１―305、住民票上の住所奈良県大和郡山市矢田町4842番地　雇用促進住宅１―206
債務者　池野　千津
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第６０号
奈良市恋の窪３丁目５番Ｃ―505号
債務者　林　　義浩
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１３７号
鳥取県鳥取市湖山町北４丁目565番地、旧住所大阪府大阪市東成区東中本２丁目243番地１―401
債務者　粂沢恵美子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富1716番地
債務者　**廣**谷　　斉
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５号
鳥取県鳥取市若葉台南６丁目11番21号
債務者　松田真由美
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６号
鳥取県鳥取市雲山296番地50
債務者　中野千登女
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８号
愛媛県松山市中須賀２丁目４番13号
債務者　泉　みどり
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１号
愛媛県松山市高浜町５丁目2259番地８
債務者　岡田　智光
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４５号
愛媛県松山市福音寺町19番地２　コーポ福住Ⅱ105号
債務者　清水　　武
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５６号
愛媛県松山市萱町６丁目34番地　プラスパ本町102号
債務者　大西　裕子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６５号
愛媛県松山市旭町43番地　ＣＡＳＡ旭町603号
債務者　門屋　　仁
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７７号
福岡県直方市大字感田3143番地１　シャトー・ラツールⅡ―102号
債務者　矢野　　司
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第４６号
福岡県久留米市原古賀町24番地26　セキレイマンション久留米603号
債務者　寺崎　里美
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部